

# 令和6年度事業計画

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会

## 〔事業の重点目標〕

生活基盤の充実を図るため、就労支援と優先雇用  
地域と共に歩み、子育て支援の理解と協力

## 〔事業の重点課題〕

- ①日常生活支援事業とひとり親家庭等交流支援事業等の充実と周知徹底に努めよう
- ②親の自立と子どもの健全育成に努めよう
- ③地域交流で母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等の会員増強に努めよう
- ④賛助会員の加入促進に努めよう
- ⑤環境に配慮した活動を推進しよう
- ⑥ 全国母子寡婦福祉研修大会開催に向けた体制を充実しよう

## 令和6年度全国統一活動テーマ

つなごう人の輪、守ろう地域の輪

目指そう自立、活かそう支援策(母子に関するテーマ)

未来へつなぐ、世代の輪 (ひとり親・寡婦に共通するテーマ)

すべての子どもに安心と希望を！ (ひとり親家庭の子どもに関するテーマ)

## 〔事業内容〕

### 1 会議の開催

(1)会務の運営、予算等の審議と執行のため次の会議を開催

- ①社員総会 年2回(6月、3月)
- ②理事会 年3回程度(5月、10月、2月)
- ③正副理事長会 随時
- ④監事会 年1回(5月)

### 新 2 全国母子寡婦福祉研修大会開催に向けた体制整備

(1)会議の開催

- ①運営委員会の実施(2回)
- ②実行委員会の実施(2回)

(2)大会下見の実施

- ①実行委員を全国母子寡婦福祉研修大会へ派遣(補助金:リーダー養成事業で一部対応)

(3)大会開催運営に係る財源の確保

- ①堀内八郎兵衛の物品販売(目標:めんつゆ600本他)  
活動期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日
- ②「つかいみちを選べる募金(使途選択募金)」への参加

### 3 ひとり親家庭等生活支援事業等の実施

(1)県委託・補助事業等の実施

- ①ひとり親家庭等日常生活支援事業 (県委託事業)

ひとり親家庭及び寡婦が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

(ア)生活援助(家事・介護等日常生活)

(イ)子育て支援(保育サービス等)

家庭生活支援員

- ・生活援助は、旧訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者又はこれと同等の資格を有する者
- ・子育て支援は、一定の研修を修了した者又は保育士として登録されている者
- ・家庭生活支援員養成研修の全日程を終了された方

## ②家庭生活支援員養成研修事業 (県委託事業)

日常生活支援事業の支援体制を強化するため、並びに家庭生活支援員の養成及び資質向上のための研修を実施する。生活援助と子育て支援の両方に対応できるカリキュラムとする。

2地区(東部、西部)開催

## ③ひとり親家庭等就業支援講習会事業 (県委託事業)

パソコン講座を開講することにより、知識技能を習得し、ひとり親家庭の自立支援を行う。講習会は、パソコン技術とともに就労に関する説明や情報等も盛り込んで、就労のための講座とする。

また、託児サービスをあわせて実施し、受講しやすい環境づくりを行う。

開催:3地区(東部・中部・西部)

内容:(初級)WordとExcelの基本的な操作(中級)Excel3級検定試験対策

## ④ひとり親家庭等情報提供事業 (県委託事業)

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、パソコンやスマートフォン等の携帯電話等で閲覧できるウェブサイトやメールマガジンによって広くひとり親家庭等の支援施策の情報提供を行うとともに、電子メール等による相談を行う。

(ア) 鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの更新等及びメールマガジンの配信

(イ) 相談フォームからの相談への対応

**新** (ウ) 鳥取県母子寡婦福祉連合会LINEの配信 [母子部長対応]

## ⑤ひとり親家庭子どもの養育啓発事業 (県委託事業)

家計管理、教育資金や養育費の取得手続きに関する講習会や個別相談会を開催し、子どもの養育や家庭生活等について考える機会を提供することにより、ひとり親家庭の生活の向上を図る。

3地区(東部・中部・西部)開催

## ⑥ひとり親家庭寄り添い支援事業 (県委託事業)

生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭等が適切な支援を受けられるよう、相談支援体制を構築する。

(ア) ひとり親家庭相談支援センターの設置

鳥取:毎週土曜日 14時15分~18時15分

倉吉:第2, 第4土曜日 14時15分~18時15分

米子:毎週水曜日、土曜日 14時15分~18時15分

- (イ) 出張相談の実施
- (ウ) 同行支援の実施
- (エ) ひとり親家庭相談支援センター相談支援員の機能強化
- (オ) 託児付きサロンの実施

開催:月1回、日曜日、1地区

体制:世話人(会員3名):サロンの企画、相談者の子どもを預かる

ひとり親家庭相談支援員(2名):相談を受ける

#### ⑦ひとり親家庭等交流支援事業(県補助事業)

ひとり親家庭等の生活基盤の一層の安定並びにひとり親家庭等の福祉向上を図る。

##### (ア) 研究集会開催事業

第72回鳥取県母子寡婦福祉研修大会の開催

9月15日(日) 米子コンベンションセンター

実行委員会の開催

5月12日(日) 倉吉体育文化会館

##### (イ) ふれあい交流事業

・親子ふれあい交流事業

7月14日 蒜山高原センター

##### (ウ) リーダー養成事業

・全国母子寡婦福祉研修大会への派遣

##### (エ) 地域交流事業(地域別企画)

##### (オ) 普及・啓発事業

・ひとり親家庭研修会

8月24日(土)～25日(日) 船上山

・リーフレット作成 1500部

##### (カ) ひとり親家庭等福祉推進員(ライフサポーター)設置事業

・ライフサポーター任命数:20名

#### (2) 共同募金助成金事業の実施

##### ①ひとり親家庭等親子体験事業

親子で鳥取県の郷土料理を学び、地元の食材について知識を深め、家庭生活に役立てる機会とする。

(ア) ひとり親家庭対象わくわく親子でクッキング「鳥取県の郷土料理に挑戦」

#### **新** (3) 県外視察研修事業の実施

①中国・四国・九州地区母子寡婦福祉研修大会への派遣

#### 4 関連諸会議への出席と組織活動の推進

##### (1) 全国、中国・四国・九州ブロック関係会議等への出席

①中国・四国・九州ブロックとの連携・協力

・中国・四国・九州ブロック母子寡婦福祉研修大会打合せ会議

・中国・四国・九州ブロック母子部長会議

・中国・四国・九州地区母子寡婦福祉研修大会(広島県)

9月21日(土) アゼリアおおたけ

②全国母子寡婦福祉団体協議会主催の研修会等への出席

- ・全国母子寡婦福祉研修大会(富山県)  
10月27日(日) 富山県民会館
- ・就労促進情報関係者連絡会議並びに全国母子寡婦指導者研修会
- ・全国母子部長会議

## (2) 関係機関との協力

### ①フードバンク活動団体等との連携

フードバンクとったり、おてらおやつクラブ等、フードバンク活動を行っている団体と連携し、食品ロスの削減、SDGsの推進に取り組む。支援団体から提供品があれば、母子部会がInstagram等で周知を行い、交流事業等において活用する。

## 5 組織の基盤強化と財源確保

### (1) 組織の基盤強化

- ・会員の加入促進

正会員及び賛助会員の新規加入促進を積極的に行い、財源基盤の強化を図る。

### (2) 母子部組織の基盤づくり

若い会員の活動の場として母子部会を開催し、情報発信や研修会等の活動を通して人材育成や資質の向上を図る。

- ①各郡市町連合母子会に母子部を設置する。
- ②母子部会の開催 年2回程度
- ③鳥取県母子寡婦福祉連合会SNS(Instagram等)の運用を行う。
- ④「おてらおやつクラブ」のおすそわけを周知し、受け渡す。

### (3) 予算対策運動の実施(令和7年度予算要望)

要望先: 県知事、県議会議長、県議会(各会派)

要望内容: 令和7年度全国母子寡婦福祉研修大会開催に関する財源確保

### (4) 自動販売機設置

- ・鳥取県立福祉人材研修センター(鳥取市伏野)1階 1台設置
- ・ふるさと遊誘駅舎館(倉吉市上井)北口 1台設置

### (5) 物資斡旋

- ・株式会社堀内八郎兵衛、セルフ商店
- ・母子寡婦福祉手帳頒布

## 6 夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」

株式会社ローソンより提供を受けた寄付金等を原資とし、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会が運営する給付型の奨学金で、ひとり親世帯(母子・父子家庭)等の子であり、就学に関して経済的に困難な状況にある者へ支給する。